

おうしゅうグリーン・ツーリズム推進協議会規約

(名 称)

第1 本会は、「おうしゅうグリーン・ツーリズム推進協議会」と称する。

(目 的)

第2 本会は、地域のグリーン・ツーリズム（豊かな自然環境と先人が培った生活文化など、地域の資源を活かした農村生活体験）等を推進するために必要な条件整備及び意識啓発・普及並びに情報発信など、地域連携型によるグリーン・ツーリズムを推進し、地域の産業振興に資することを目的とする。

(事 業)

第3 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 都市部等学校の体験型修学旅行及び一般における農村生活体験の受入、学校教育における地域間交流事業の受入推進等の構築に関すること。
- (2) グリーン・ツーリズムの自己啓発・普及啓発に関すること。
- (3) グリーン・ツーリズムの情報発信に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

(組 織)

第4 本会は、第2に掲げる目的に賛同する奥州市民及びグリーン・ツーリズム協議会等をもって構成する。

- 2 賛同する団体の入会、脱退は総会の承認を得るものとする。
- 3 前記に掲げるグリーン・ツーリズム協議会は、別表（1）に掲げるとおりとする。

(役 員)

第5 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6 会長、副会長、理事、監事は、総会において選出する。

(役員の任期)

第7 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(役員職務)

第8 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 理事は、協議会の運営に関する事項の決定にあたる。
- 4 監事は、事業及び会計を監査する。

(総会)

第9 総会は、会長が招集し議長は出席者の中から選出する。

- 2 総会は、次の事項を審査、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 役員の選出に関すること。
 - (3) 事業の推進に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他協議会の運営に関する重要な事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10 会長は、役員会を招集し、会長が役員会の議長となる。

- 2 役員会は、協議会の運営について協議し、総会で決定する事項以外の事項を決める。

(支部)

第11 本会に、次の支部を置く。

- (1) 衣川支部
 - (2) いさわ支部
 - (3) 前沢支部
 - (4) 水沢支部
 - (5) えさし支部
- 2 会員は支部に加入し、本会に加入したものとみなす。
 - 3 支部に次の役員を置く。
 - (1) 支部長
 - (2) 庶務、会計ほか支部で必要と認める役員
 - 4 支部は、会員の拡大に努めるほか、第3に掲げる事業を円滑に進めるための活動を行い、その内容はそれぞれで定める。

(経 費)

第 12 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 13 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事務局)

第 14 本会の事務を処理するため、奥州市農林部農政課内に事務局を置く。

2 事務局長は農政課長とし、事務局に関し必要な事項は、役員会で定める。

(その他)

第 15 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会で定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 1 8 年 3 月 2 日から施行する。
- 2 役員の設定初の任期は、設立の日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業年度は、第 12 の規定に係わらず、設立の日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 この規約は、平成 2 0 年 4 月 2 2 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規約は、平成 2 2 年 4 月 1 6 日から施行する。
- 7 この規約は、平成 2 4 年 4 月 2 0 日から施行する。
- 8 この規約は、平成 2 8 年 3 月 2 3 日から施行する。

別表 (1)

	構成団体名
1	平泉町グリーン・ツーリズム推進協議会